

# 砂川事件裁判国家賠償

## 請求訴訟ニュース

2020年3月1日発行

【第4号】

## 第4回口頭弁論は6月15日！

**延期になりました**

**第4回口頭弁論は6月15日(月)14:00～ 東京地裁第103号法廷**

第3回口頭弁論および報告会にもたくさんの方々に来ていただき、誠にありがとうございました。  
次回の第4回口頭弁論にもお誘い合わせの上、傍聴ご参加下さい。よろしくお願いいたします！！

**米国公文書についてシラを切る被告(国)の戦術を打ち破る！！**

2020年2月12日(水)14時、東京地裁第103号法廷で第3回口頭弁論が開かれた。傍聴席100席は市民で満席になった。原告・土屋源太郎ほか2名の代理人である武内更一弁護士代表が、準備書面の主張内容を明瞭かつ力強く述べた。続いて細川弁護士から詳細な問題点の指摘とその説明がなされた。その間、新証拠・米国公文書についてあくまで「不知」を主張する被告(国)は、顔色を変えず、ただ時が過ぎるのを待っているようであった。裁判長が被告に対し、原告の主張に答えられるのはいつか？と問い、明確な日時を問うと被告(国)はしぶしぶ4月末日と返答した。原告は、裁判所に対し、民事訴訟法186条調査嘱託申立書を申し立てた。次回第4回口頭弁論は6月15日14時、第103号法廷にて開かれる。

**【武内更一弁護士代表より】 あいまいな国の態度は許されない！！**

原告側が証拠提出しているマッカーサー駐日米国大使の電文と書簡(本件公文書)の原本が米国立公文書館に存在することについて、被告国は、「準備書面(2)」で再度「不知」と応答し、調査したか否かについては「回答の要を認めない」と居直った。これは訴訟当事者として「信義に従い誠実に訴訟を迫る義務」(民訴法第2条)に反する態度です。

原告側は、被告の対応を糾弾し(原告準備書面(4))、裁判所から被告に事実を調査して誠実に回答するよう命令することを求め、さらに裁判所から米国立公文書館に直接問い合わせるよう「調査嘱託の申立て」をしました。裁判長は被告に対し、本件公文書の存否につき調査を行うこと、原本の存在を争わないならその旨明確に答弁すること、調査しないならその理由を書面で述べることを命じました。本件公文書の存在自体を“あいまい”にしようとする国側の戦術は打ち破られた。

また、「原告準備書面(5)」で、田中裁判長がマ大使らに述べた砂川裁判上告審の進め方、田中自身の考え、他の裁判官の意見などが、すべて実際の審理経過や大法廷判決の内容に反映していることを具体的に指摘し論証しました。大法廷判決は、田中裁判長とマ大使との合作による「作品」だったのです。

次回第4回口頭弁論(6/15)では、本件公文書の存在が裁判上明確にされるとともに、大法廷判決の背景がさらに明らかになるでしょう。